

2014年8月25日

上越市議会に百条委員会を設置し、  
ガス水道局発注工事にかかわる談合疑惑の解明を求める請願書

上越市議会

議長 佐藤 敏 様

請願者

くびき野地域問題研究会

会長 後藤紀一

上越市大潟区雁子浜284

紹介議員

一 請願の趣旨

上越市ガス水道局発注工事にかかわる談合疑惑問題が、昨年12月の上越市議会定例会において取り上げられたことから、市民の中でも大きな関心をもって注視されています。

議会での指摘を受けて、昨年12月19日には、ガス水道局に真相解明のための内部調査委員会が設けられました。そして1月24日に市議会建設企業常任委員協議会で内部調査の中間報告（「本支管工事に伴う談合情報に関する調査の中間報告について」）が行われ、さらに2月17日には同委員協議会に「本支管工事に伴う談合情報に関する調査報告について・・・1」が提出されました。そこでは、『文書類に関する調査結果などから、談合の有無は判断できないが、録音データに関する調査結果には談合の存在を疑う発言がある』として公正取引委員会に通知することを報告しました。

これらの経過を踏まえて、本年3月議会に、当会を含む3団体からそれぞれ、疑惑解明のために百条委員会の設置を求める陳情書が提出されました。当会の陳情書は冒頭、

「談合問題は、市民の納めた税金の使い方、公金の適正執行にかかわる市政の重要問題です。市政の監視に重大な責任を負う上越市議会として、『談合があったのか、なかったのか』を明らかにする必要があるのではないのでしょうか。」と述べておりました。

審査の結果は、「上越市ガス水道局で発注した本支管工事における談合疑惑に関し、調査権と罰則規定がある『百条委員会』の設置を求める陳情3件の審査が10日の市議会建設企業常任委員会で行われた。市内3団体の代表が『市議会が先頭に立って真相究明を』と意見陳述したが、『現段階では必要ない』として、いずれも委員の賛成なしで同常任委として不採択とした。」(2014年3月11日「上越タイムスニュース」)というものでした。

また、同ニュースでは、「陳述後の委員間討議で委員から『内部調査以上のものを明らかにすることができるのかどうか。責任も問われることを憂慮する』『市長名で(公取委に)通知を出したことを信じたい。推移を見守りたい』『公取委の調査に委ね、結果を見守るべきだ』との“慎重論”が相次ぎ、現段階では百条委は不要との意見に終始した。」とも報道されております。

「市長名で(公取委に)通知を出したことを信じたい。推移を見守りたい」「公取委の調査に委ね、結果を見守るべきだ」とされた3月議会からすでに半年が過ぎようとしております。しかるに、その公正取引委員会の動きはまったく見えません。このまま放置すれば、談合疑惑そのものが風化する恐れさえあります。

3月議会に提出した陳情書でも述べましたが、「地方自治法第100条に基づいて設置される地方議会の百条委員会は、当該関係者の証人尋問および参考人の意見聴取、記録の提出などを通じ、真相究明に当たることができ、関係者の証言や記録提出拒否、虚偽陳述に対しては禁錮などの罰則規定がある、地方議会の最も強力な調査権限です。」

今こそ、上越市議会が百条委員会を設置して、率先して疑惑解明に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

公正取引委員会で行われるであろう調査と、上越市議会百条委員会での調査とがあいまって、真相解明がより効果的にすすむものと思います。

## 二 請願事項

上越市議会に地方自治法第100条にもとづく百条委員会を設置し、上越市議会として、ガス水道局発注工事にかかわる談合疑惑の真相を解明していただきたい。